

令和6年度予算編成方針

I 本市の財政状況

本市は、これまで庁内に設置した財源対策検討委員会により様々な財源対策に取り組み、二町谷埋立地の売却やふるさと納税など一定の成果を上げてきた。

また、民間委託の推進、ごみや消防の広域行政などによる効率的な財政運営のほか公債費の抑制にも努めてきたが、高齢化などによる社会保障関連経費の増加に加え、来年度は増加を見込むものの人口減少に伴う市税収入の低迷などもあり、今後も厳しい財政運営となる見込みである。

現在、子育て賃貸住宅の整備や市庁舎の移転など大型事業に着手しており、継続的に、地域経済の活性化、福祉や子育て環境の充実、市民サービスの利便性の向上などの諸課題に対し行政改革を進め、背伸びをしない身の丈財政を基本に取り組む必要がある。

1 令和4年度決算の状況

令和4年度一般会計決算の状況は、令和3年度と比較すると次のとおりである。

歳入については、自主財源では、市税は市民税、市たばこ税などの増加により約5千万円増加し、ふるさと納税など寄附金は、約3億7千万円増加した。その他、繰入金は約6億1千万円、繰越金は約2億9千万円増加したが、諸収入が約3億3千万円減少した。依存財源では、新型コロナウイルス感染症関連として地方特例交付金が約1億3千万円、国庫支出金が約6億5千万円減少し、臨時財政対策債も約5億3千万円減少した。地方交付税が約2億5千万円増加したことなどにより、歳入総額では約1億2千万円の減少となった。

歳出では、物件費が、ふるさと納税業務を委託化したことなどにより約5億2千万円増加、扶助費は、新型コロナウイルス感染症関連の特別給付金などの影響により約5億円減少、補助費等は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫返還金などの影響により約2億1千万円増加となった。また、公債費は、大型事業の元金償還が始まったことにより約1億円の増加、積立金は、約1億1千万円減少し、歳出総額では約2億2千万円の増加となった。

財政調整基金は、決算剰余金等を積み立てた一方で、庁舎移転等に備え、公共公益施設整備基金への積み替えを行ったため、年度末現在高は、約10億2千万円となった。また、公共公益施設整備基金については、約16億6千万円となった。

全体では、前年度より約8億5千万円増加し、年度末現在高は、約38億6千万円となった。

財政指標においては、経常収支比率は、前年度比5.4ポイント悪化して100.6%、実質公債費比率は、0.4ポイント改善して12.0%、将来負担比率は、12.4ポイント改善の84.5%であり、全体的に改善傾向にあるが、数値的には、厳しい財政状況は継続している。

2 令和6年度の財政見通し

(1) 歳入の見通し

令和6年度について、市税に関しては、市民税及び固定資産税等の増加により、約1億3千9百万円の増加で見込んでいる。普通交付税及び臨時財政対策債に関しては、令和5年度の決算見込みを基に国の概算要求の増減率等を勘案し、普通交付税で約4千9百万円の増額、臨時財政対策債で約4千9百万円の減額で見込んでいる。

基金繰入金については、財政調整基金繰入金を見込まず、特定目的基金繰入金を3億円で見込んだ結果、歳入全体では、令和5年度当初予算と比べて、約3千8百万円の減額となった。

(2) 歳出の見通し

義務的経費では、人件費について、退職手当や人事院勧告の影響などにより約3億1千万円の増加、公債費について、過去に借り入れた退職手当債や一般会計出資債の段階的な完済により約7千6百万円の減額など、義務的経費全体として約4億6千万円の増額を見込んでいる。

なお、実施計画事業費については、計画事業費で見込んでおり、約3千万円の増加である。

その他経費については、部門配分額として、前年度当初予算と同額を見込み、水道事業会計への基準外の補助金については、なしで見込んでいる。

(3) まとめ

上記の結果、現時点での財源不足額は約3億8千万円である。

前年度より財源不足額は増加しており、財政状況は引き続き厳しい状況にある。人口減少や高齢化、子育て賃貸住宅の整備などの今後見込まれる大型事業など課題の解消に向けて取り組むとともに、引き続き歳入の確保と歳出の削減にも取り組まなければならない。

Ⅱ 予算編成の基本方針

令和6年度は、三浦みらい創生プランの後期実施計画の4年目であり、計画に掲げる基本目標や重点施策を着実に推進することが求められる。

人口減少や少子高齢化、医療や介護等の社会保障経費の増加など、自治体を取り巻く全国的な課題に加え、公共資産の維持・活用、地域経済の活性化のための基盤強化など、本市において想定される課題について、市の役割を果たし、持続可能な市政運営を行うため、行政改革を進め、背伸びをしない身の丈財政を基本に限られた経営資源の選択と集中を図り、質の高い市民サービスの提供へつなげることを目的に、次に掲げる方針により予算を編成することとする。

- 1 各部門では総合計画の推進に向け、事業の属する施策の展開方針ごとの評価指標の向上に資する予算編成に努めること。特に重点施策については、三浦みらい創生プラン（総合戦略）重点施策等の評価結果等を参考に必要な見直しを図り、実施計画に定める基本目標ごとの数値目標及び基本的方向ごとのK P I（重要業績評価指標）達成に向けた予算編成に努めること。
- 2 コロナ禍から市民生活・経済活動の正常化しつつある中、市内経済の活性化をはじめ、各種イベントの開催等をさらに加速させる取組・方法について、職員一人ひとりが様々な角度から検討すること。

- 3 多くの公共サービスが民の力と官民協働によって提供されている状況を創りだすことを目指して、サービス・事業の供給手法・実施手法について見直すこと。行政と市民がお互いに対等なパートナーとして、役割を明確にし、事業の推進にあたっては、市民の参画（協力）を常に念頭におきながら、施策の展開に努めること。

外郭団体及び各種団体に対する人的支援の関与を必要最小限とし、団体の自主性・自立性を高めること。

- 4 令和2年10月1日に公表した「財政健全化への取組について（緊急緊縮財政から身の丈財政へ）」を踏まえ、引き続き健全化に取り組む必要がある。

「令和5年度三浦市財源対策検討委員会の検討結果及び今後の取組について」における歳入増加策及び歳出削減策に基づいて見直しを行い、将来の財政健全化も勘案した予算編成に努めること。

なお、前年度に引き続き、予算要求後、財源対策検討委員会において、市全体の歳入歳出状況を勘案した見直しについて別途協議する。

- 5 各部門長は、部門内編成において、部門経営責任者として幅広い視点で担当する部門の戦略を考え、その権限と責任において、すべての事業について事業効果を見極め、事業の整理統合・縮減・休止・廃止の検討も含め、聖域なく、ゼロベースで見直し、経常的経費の削減に努めるとともに、新たな課題に積極的に対応するなど、限られた財源を有効に活用すること。

なお、将来的な経費の削減に寄与する初期投資（施設照明のLED化等）については、将来のランニングコストの削減効果額などについて十分な検証を行った上で要求すること。

部門内編成において、各部門の庶務担当課は各課要求のとりまとめ、部門内調整、財政課との調整協議を行うこと。なお、編成単位、作業の流れ等、詳細については別途通知する「予算編成要領」によること。

- 6 公共施設の管理については、「三浦市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。なお、三浦市公共施設等総合管理計画は現在改訂作業中であるので留意すること。

また、行政目的をなくした施設を貸し付け、あるいは使用（暫定利用含む）させる場合には、当該施設の維持管理費用（人件費を除く）を超える収入を見込み、これを確実に確保すること。

- 7 公の施設の管理運営については、「三浦市公の施設指定管理者制度に関する基本方針」の内容や議会等の議論も踏まえ、制度実施の目的である、①市民サービスの向上と、②コスト削減等を図ること。

指定管理料及び指定管理者納付金については、算出根拠を十分に精査したうえで予算に反映させること。

なお、指定管理者制度を導入している施設の管理運営については、基本協定の金額等に拘束されるものではなく、指定管理料の精算等、様々な状況の変化に対応するため、年度協定により毎年見直しができるものである。毎年度、予算上での収入・支出を変更せずに予算計上するのではなく、実績を捉えた上で、各経費の必要性等を検証して予算に反映させること。

- 8 市債については、住民負担の世代間の公平を確保するための有効な財源であるが、償還が及ばず将来の財政負担を考慮しなければならない。このため、元利償還金に地方交付税措置がない市債の発行を抑制するとともに、大型建設事業の事業着手に当たっては令和6年度予算のみならず、将来の市債償還見通しの観点から実質公債費比率への影響に十分配慮すること。
- 9 令和2年5月に宣言をした「ゼロカーボンシティみうら」の実現を目指し、着実かつ効果的に温暖化対策を推進する行政計画として、費用対効果も考慮し、令和5年度に三浦市地球温暖化対策実行計画を策定中である。今後、都市環境部から通知があるので、全ての部署が事業の執行や所管施設の管理に関し、温室効果ガス削減の視点を持ち、適切な手法について検討の上要求すること。

Ⅲ その他見積り上の留意事項

- 1 年間予算として編成すること。
- 2 法令等に従い所要額を計上する以下の事業にあつては、当該定められた方法により計上すること。
 - ◇ 国・県補助事業など、算出方法が法令等で定められている事業
 - ◇ 設定済みの継続費及び債務負担行為に基づく事業
 - ◇ 国庫委託事業、受託事業等、事業費すべてが特定財源で賄われ、歳入歳出が同額となる事業
- 3 地方分権の推進に努めること。

地方分権を推進していく中で、国・県・市の役割分担を明確にし、自己決定・自己責任の観点から、事業のあり方を十分認識した上で、予算に反映するものとする。
- 4 市税をはじめとする未収債権の滞納整理の促進、徴収対策の強化に努めること。

市税はもとより、国民健康保険税、保険料、使用料等の未収債権について、負担の公平性、自主財源の確保の観点から現年分のみならず、滞納繰越分の整理に努め、徴収対策を強化し、収納率向上を図ること。
- 5 補助事業における財源の確保を図ること。

国の予算編成や地方財政対策等に関して、現時点において確定していない事項も多いため、要求時及び要求後において補助金、負担金等の動向に留意し、適切に対応すること。

国・県補助事業以外でも、その他の助成制度に該当するかどうかについて必ず情報収集を行い、必要な財源確保のため積極的に補助事業の活用を図ること。

補助金確保の見通しは、厳しく捉え、年度内に入ってから補助金が削減あるいは不採択とならないようにすること。万が一、そのような事態になった場合は、財政課に報告し、事業縮減または執行中止すること。

補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果、将来負担（更新費用・ランニングコスト）などを十分検討し、安易な補助事業の実施は慎むこと。
- 6 扶助費は徹底した精査を行ったうえで予算に反映させること。

扶助費の増加は財政硬直化の大きな要因になっている。今後も社会保障費の増加が見込まれるため、国及び県の扶助制度の動向を把握し、対象者数や伸率などについて徹底した精査を行ったうえで予算に反映させること。

7 特別会計及び企業会計

予算見積りにあたっては、一般会計に準じて行うものとするほか、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ること。

特に公営企業会計においては、独立採算制を経営の基本原則として、経営健全化の取組を進め、後年度に多大な財政負担を招かないように企業債発行の抑制に努めること。

IV 財源配分

1 財源配分の方法

「歳入見込額」から「義務的経費」を差し引いた残額を「実施計画事業費」及び「その他経費」に振り分ける。

(1) 部門配分額（下記「3 部門配分額（一般財源）」参照）

「その他経費」のうち共通経費や臨時等経費（下記「4 事業分類・事業仕分け」欄外参照）を除いた経費を部門配分額の対象とし、令和5年度当初予算の一般財源と同額を「部門配分額」＝「要求限度額」とする。

(2) 義務的経費・実施計画事業費・その他経費（部門配分額以外）

規模推計時・計画策定時の数値をそのまま計上するのではなく、再度、削減等について検討すること。

「その他経費（部門配分額以外）」については、要求内容を精査し、過大な要求を行わないこと。

大規模な施設修繕等を計上する場合は、令和6年度に実施する必要性、財源確保の検討結果及びその他施設との優先度について、説明ができる資料等を準備すること。

2 各部門の財源配分の計算（一般財源）

(1) 歳入見込額

①市税	5,541 百万円
②地方交付税	5,139 百万円
③臨時財政対策債	67 百万円
④繰入金(特目基金)	300 百万円
⑤繰越金	10 百万円
⑥その他（譲与税等）	1,428 百万円
計	12,485 百万円

対5年度予算
▲ 38 百万円

(2) 歳出見込額

義務的 経費等 見込額	人件費	2,845 百万円
	公債費	1,784 百万円
	扶助費(国県補助分)	1,051 百万円
	債務負担行為等	1,170 百万円
	繰出金（基準内）	2,856 百万円
	その他（選挙費等）	0 百万円
	予備費	50 百万円
	計	9,756 百万円

対5年度予算
465 百万円
(構成比75.8%)

部門配分額	997 百万円
-------	---------

対5年度予算
0 百万円
(構成比7.8%)

実施計画事業費見込額 及び その他経費（臨時等）など	2,113 百万円
----------------------------------	-----------

対5年度予算
▲ 121 百万円
(構成比16.4%)

歳出合計	12,866 百万円
------	------------

対5年度予算
343 百万円

不足額	▲ 381 百万円
-----	-----------

3 部門配分額（一般財源）

部 門	配分額	部 門	配分額
経営管理部門	76,284 千円	会計課	0 千円
一体感政策部門	342,835 千円	議会事務局	10,171 千円
もてなし政策部門	52,994 千円	監査委員事務局	559 千円
生活支援政策部門	278,022 千円	農業委員会事務局	560 千円
都市政策部門	235,084 千円	選挙管理委員会事務局	351 千円
配分額 計			996,860 千円

4 事業分類・事業仕分け

すべての事業費が下記のとおり、義務的経費、実施計画事業費、その他経費に仕分けされている。各事業がどの経費になっているかを確認し、予算編成にあたること。

経費区分		内 容
1 義務的経費		1 公債費
		2 扶助費（国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業）及び審査支払い手数料等扶助費に伴う事務費
		3 人件費（産休・育休補充分を含む。実施計画事業費及びその他経費の報酬を除く）
		4 債務負担行為・長期継続契約・継続費に係る年度割額（更新を含み、指定管理者業務を除く）
		5 選挙費（報酬を含む）
		6 統計調査費
		7 繰出基準に基づく他会計繰出金
		8 特別会計における保険給付費・拠出金
		9 予備費（一般会計のみ）
2	実施計画事業費	基本計画に定める重点施策推進に資する事業
3 その他 経費	1 経常的経費	1 施設の維持管理費
		2 施設の維持補修費（建設改良を除く）
		3 市有財産の維持管理経費
		4 非常勤特別職の報酬（選挙に係るもの以外で日額、回数で額を定めるもの）
		5 複数の課等にまたがる事務に係る経常的な共通経費
		6 常備消防委託等事業及び広域ごみ処理事務委託事業に係る経費
		7 上記以外の経常的経費（実施計画事業費を除く）
	2 臨時的経費	1 繰出基準に基づかない他会計繰出金
		2 上記以外のもの（新たな債務負担行為、債務保証または損失補償を設定する事務を含める）

【その他経費のうち部門配分額から除くもの】

《共通経費》

- 法制文書一般管理事業○基金管理事業○財政管理事業○契約及び検査事業○会計管理事業
- 公共用財産維持管理事業○情報通信網基盤整備事業○インターネット活用事業
- 電子計算組織運営事業○総合行政ネットワーク整備事業
- 社会保障・税番号制度関連事業（デジタル課）○DX推進事業○諸費予算管理事業

《広域事務経費》

- 広域ごみ処理処分事業○常備消防委託等事業

《臨時等経費》

- 南下浦出張所事業○需用費のうち電気料、物品等修繕料、施設修繕料
- 役務費のうち自動車損害保険料、損害保険料○委託料のうち建設事業委託料
- 工事請負費○備品購入費
- 負担金、補助及び交付金のうち県営事業負担金、建設事業補助金
- 償還金、利子及び割引料○公課費○その他臨時的経費と認められるもの